

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2000-39934(P2000-39934A)

【公開日】平成12年2月8日(2000.2.8)

【出願番号】特願平10-209937

【国際特許分類第7版】

G 06 F 1/18

G 06 F 1/16

G 06 F 3/00

G 06 F 13/14

【F I】

G 06 F 1/00 320 A

G 06 F 3/00 A

G 06 F 13/14 330 B

G 06 F 1/00 312 M

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ本体の筐体の一側面を構成する、第1の機能を有するユニットおよび第2の機能を有するユニットを排他選択的に実装するための収納部と、

前記収納部に前記ユニットが収納されたときに、そのユニットとシステム本体とを接続する単一のインターフェースコネクタとを具備し、

前記インターフェースコネクタは、前記システム本体のバスに結合される前記2つのユニット共用の信号ピンと前記各ユニット専用の信号ピンとを含んで構成されることを特徴とする請求項1記載のコンピュータシステム。

【請求項2】

前記2つのユニットのいずれも実装されないときに、前記コンピュータ本体の筐体の一側面を構成するためのダミー用のユニットが前記収納部に実装されることを特徴とする請求項1記載のコンピュータシステム。

【請求項3】

コンピュータ本体の筐体の一側面を構成する、第1の機能を有するユニットおよび第2の機能を有するユニットを排他選択的に実装するための収納部と、

前記収納部に前記ユニットが収納されたときに、そのユニットとシステム本体とを接続する、前記システム本体のバスに結合される前記2つのユニット共用の信号ピンと前記各ユニット専用の信号ピンとを含んで構成される単一のインターフェースコネクタと、

前記2つのユニット共用の信号ピンを用いて前記ユニットの実装有無およびユニット種別を判定する判定手段とを具備することを特徴とするコンピュータシステム。

【請求項4】

前記ユニットは、システム本体のバスに接続されるデバイスとして構成され、

前記判定手段は、共通ピンを介して前記ユニットが備えるコンフィグレーションレジスタの読み取りを実行し、この読み取りが失敗したときに、前記2つのユニットのいずれも

実装されていないと判定し、前記読み取りが成功したときに、読み取ったコンフィグレーションレジスタの内容から前記2つのユニットの中のいずれが実装されているかを判定する請求項3記載のコンピュータシステム。